



三厩漁業協同組合内共第20号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第20号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者の有する当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、やまめ、いわなをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関する必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域において手釣、竿釣による遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に口頭で申請してその承認を受けなければならない。
- 2 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
 - 3 遊漁者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

- 第3条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の漁具・漁法でなければならぬ。

魚種	漁具・漁法
あ ゆ	手釣、竿釣 (まき餌釣りを除く)
や ま め	同 上
い わ な	同 上

- 2 増川川河口から上流1,000メートルまでの区域にあっては、4月1日から5月10日までの間は、水産動植物を探捕してはならない。

(遊漁期間)

- 第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あ ゆ	7月1日から10月31日まで
や ま め	4月1日から 9月30日まで
い わ な	同 上

(全長制限)

- 第5条 次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ、いわな	15センチメートル



(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは二分の一に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣	1日 400円、1年3,000円 (消費税別)
やまめ	手釣、竿釣	1日 400円、1年3,000円 (消費税別)
いわな	手釣、竿釣	1日 400円、1年3,000円 (消費税別)

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。

ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

三厩漁業協同組合事務所（外ヶ浜町字三厩本町9番地）

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認したときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第8条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、次の表の1年当たりの遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証の種類	水産動植物	漁具・漁法	遊漁料（1年）
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます（葦沼のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます（葦沼のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会

（十和田市元町東四丁目1番15号）

3 第2項の遊漁承認証の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。



- 4 遊漁者は次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。
増川川内共第20号漁場区域の全区域
- 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規定の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11号 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。

この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の返戻しは、行わないものとする。



別記様式第1号

遊漁承認証

表

遊漁承認証 No.	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊漁者	(住所)
	(氏名) (年令)
承認期間	
魚種	
漁具・漁法	
遊漁区域	
遊漁料	
発行者 三厩漁業協同組合	

裏

○注意事項

- 遊漁者は、漁業権が設定されている河川において遊漁を行う際には、河川等ごとに定められた遊漁規則に基づき、遊漁料を納付しなければなりません。
- 遊漁に際しては、遊漁規則に定められた事項を遵守して下さい。また、問題行為のある釣り人を見かけたときには三厩漁協事務所(0174-37-2007)まで御一報ください。
- 遊漁料を納入し、遊漁承認証の交付を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、御協力ください。
- 漁場監視員は、遊漁規則に違反した行為を認めた場合、遊漁の中止を命ずることが出来ます。その場合は、速やかに指示に従ってください。
- この河川の漁業権対象魚種は、あゆ、やまめ、いわなです。

○当組合が行っている増殖事業

この河川における漁業権に基づく魚種の放流は、稚魚による直接放流を行っております。

○当組合が行っている漁場管理

遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、河川に免許された漁業権者に課されている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。



別記様式第2号

<表>

(全魚種券)

西暦 (平成年)	交付年月日	<u>No.</u>
平成 年 月 日		
県内共通遊漁承認証		
氏名 年令 歳 住所 全魚種 ●有効期間 平成 年1月1日～12月31日 ●魚種 全魚種 ●遊漁料 15,000円 青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目 1-15 印 TEL0176-58-5088/FAX 0176-24-2568		

(渓流魚券)

西暦 (平成年)	交付年月日	<u>No.</u>
平成 年 月 日		
県内共通遊漁承認証		
氏名 年令 歳 住所 游漁魚 ●有効期間 平成 年1月1日～12月31日 ●魚種 游漁魚 ●遊漁料 8,000円 青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目 1-15 印 TEL0176-58-5088/FAX 0176-24-2568		

<裏> (全魚種券・渓流魚券共通)

・県内共通遊漁承認証の種類

	全魚種券	渓流魚券
対象魚種	アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス ヒメマス(墓沼のみ)、ウグイ、 コイ、フナ、ウナギ	左記魚種からアユだけ除く
遊漁料金	15,000円	8,000円
券種と 遊漁期間	1月1日から12月31日までの年券のみ(魚種ごとの遊漁期間 は青森県内水面漁業調整規則のきまりによる)	
遊漁区域	青森県内の河川湖沼(十和田湖、大童子川(深浦町)、馬鹿川上流(三戸漁協管内)及び平川(平川内水面漁協管内)を除く。また、県内水面漁業調整規則や各漁協の遊漁規則で定められた遊漁禁止区域は除く。)	
漁具・漁法	手釣、竿釣	

- ・共通遊漁承認証は、漁協主催釣り大会の特別なイベントには適用できません。
- ・共通遊漁承認証は、記名された本人以外は使用できません。また、他人に貸与、譲渡することはできません。
- ・その他、詳しいことは「遊漁手帳」をお読みください。



別記様式第3号

漁場監視員証

表

漁場監視員証	
No.	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明します。	
(氏名)	年令
有効期間	
発行者 三既漁業協同組合 (印)	

裏

注意事項
1 この監視員証は、他人に貸与してはならない。
2 この監視員証は、監視中必ず携帯しなければならない。
3 組合員及び遊漁者より要求があるときは、この証を提示しなければならない。
4 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。